

千葉県報

号外特
令和7年1月31日

主要目次

告示

- 疑似患畜の発生（二件）
- 令和七年千葉県告示第七号の四の一部を改正する告示
- 令和七年千葉県告示第七号の五の一部を改正する告示

告示

示

千葉県告示第四十四号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患畜の発生の届出があった。

令和七年一月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患畜又は疑似患畜の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患畜	鶏	約七七、〇〇〇	旭市塙	令和七年一月三十一日

千葉県告示第四十四号の三

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患畜の発生の届出があった。

令和七年一月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患畜又は疑似患畜の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患畜	鶏	約八一、〇〇〇	匝瑳市堀川	令和七年一月三十一日

千葉県告示第四十四号の四

令和七年千葉県告示第七号の四（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限）の一部を次のように改正する。

令和七年一月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第一号中「二部」の下に「親田町、」を、「白石町」の下に「、新町」を、「塚本町」の下に「、常世田町」を加え、「及び諸持町」を「、諸持町、八木町及び四日市場台」に改め、同欄第三号中「今泉」の下に「、蕪里、栢田、川辺」を、「登戸」の下に「、堀川」を加え、同欄に次の一号を加える。

五 山武郡横芝光町の一部（尾垂イ、尾垂ロ、上原、木戸、原方、宮川、目篠及び谷中）

千葉県告示第四十四号の五

令和七年千葉県告示第七号の五（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限）の一部を次のように改正する。

令和七年一月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第一号中「芦崎町」の下に「、愛宕町、新生町一丁目、新生町二丁目、粟島町、飯沼町、犬若」を、「上野町」の下に「、植松町、内浜町」を加え、「親田町」を削り、「清川町四丁目」の下に「、後飯町、幸町一丁目、幸町二丁目」を加え、「三軒町」を「榑町、三軒町、潮見町」に、「正明寺町、新町」を「清水町、正明寺町、新地町」に、「台町」を「台町、高神西町、高神原町」に、「中央町、常世田町」を「竹町、田中町、中央町、通町、名洗町」に改め、「中島町二丁目」の下に「、仲町」を加え、「西芝町」を「西小川町、西芝町」に、「東芝町」を「橋本町、馬場町、浜町、東小川町、東芝町、東町」に改め、「本城町六丁目」の下に「、本町、前宿町」を、「三崎町三丁目」の下に「、港町、南小川町、南町」を加え、「八木町」を削り、「四日市場台」を「弥生町一丁目、弥生町二丁目」に、「及び若宮町」を「、若宮町及び和田町」に改め、同欄第三号中「、蕪里」、「、栢田、川辺」及び「、堀川」を削り、「吉崎」の下に「、吉田」を加え、同欄中第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 山武市の一部（木戸、柴原、蓮沼イ、蓮沼ニ、蓮沼ハ、蓮沼平、蓮沼ホ、蓮沼ロ、松尾町祝田、松尾町大堤、松尾町折戸、松尾町借毛本郷、松尾町蕪木、松尾町木刀、松尾町五反田、松尾町猿尾、松尾町下野、松尾町下之郷、松尾町高富、松尾町武野里、松尾町田越、松尾町八田、松尾町広根、松尾町富士見台、松尾町松尾、松尾町水深、松尾町本栢、松尾町本水深及び松尾町山室）

六 香取郡多古町の一部（牛尾、東部、中村新田及び南並木）

表区域の欄に次の二号を加える。

八 山武郡芝山町の一部（殿部田）
九 山武郡横芝光町の一部（新井、市野原、牛熊、姥山、小川台、於幾、小堤、北清水、木戸台、栗山、古川、小田部、坂田、坂田池、篠本、篠本根切、芝崎、芝崎南、曾根合、台、寺方、遠山、富下、取立、鳥喰上、鳥喰下、鳥喰新田、長倉、長山台、新島、母子、二又、傍示戸、宝米、虫生、屋形、谷台、横芝及び両国新田）

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉県中央区市場町一番一号
購読申込先

千葉県
〇四三（二二三）二六五八